平成１８年（排）第３０号

排　除　命　令　書

東京都中央区日本橋茅場町三丁目８番１２号
有限会社ティー・アンド・エフ
同代表者　代表取締役　菅　谷　太　志

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　有限会社ティー・アンド・エフは，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売した「濃縮ベリーベリー・ルテイン」と称するアントシアニンを含有するカプセル状の食品（内容物が５００ミリグラムのカプセルが９０粒入ったもの）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１７年３月ころから平成１８年６月ころまでの間当該食品の包装箱において行った，当該食品３粒分に含まれるアントシアニンの量が，当該食品３粒分に含まれるブルーベリー果実を精製し粉末にしたもの（５５５ミリグラム）の１パーセント程度に相当する量にすぎないものであるにもかかわらず，あたかも，当該食品３粒分に含まれるブルーベリー果実を精製し粉末にしたものの３６パーセントに相当する量のアントシアニンが含まれているかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該食品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　有限会社ティー・アンド・エフは，今後，「濃縮ベリーベリー・ルテイン」と称するアントシアニンを含有するカプセル状の食品又はこれと同種の食品の取引に関し，前項

の表示と同様の表示を行うことにより，当該食品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

3　有限会社ティー・アンド・エフは，第１項に基づいて行った公示について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　有限会社ティー・アンド・エフ（以下「ティー・アンド・エフ」という。）は，肩書地に本店を置き，健康食品等の製造販売業を営む事業者である。

2 (1) ティー・アンド・エフは，平成１７年３月ころから平成１８年６月ころまでの間，「濃縮ベリーベリー・ルテイン」と称するアントシアニンを含有するカプセル状の食品（内容物が５００ミリグラムのカプセルが９０粒入ったもの。以下「濃縮ベリー」という。）を，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売していた。

(2) 濃縮ベリーは，ブルーベリー果実を精製し粉末にしたもの（以下「ブルーベリーエキス」という。）及びコーン油等を原料とする内容物を，ゼラチン及びグリセリンを原料とするカプセルで包み込んだものである。

3　アントシアニンは，ブルーベリー，ビルベリー等の果実に多く含まれている植物成分であり，一般的に眼精疲労の改善，視覚機能の向上等に効果があるといわれている。

4　ティー・アンド・エフは，濃縮ベリーを一般消費者に販売するに当たり，平成１７年３月ころから平成１８年６月ころまでの間，濃縮ベリーの包装箱の正面（別添写し(1)）に「３粒中　北欧産ブルーベリーエキス　５５５ｍｇ」と記載の上，当該包装箱の側面（別添写し(2)）に「ベリーベリー・ルテインは、アントシアニン豊富な北欧産ブルーベリーを配合（３粒中５５５ｍｇアントシアニン３６％）。」と記載することにより，あたかも，濃縮ベリー３粒分には，当該３粒分に５５５ミリグラム含まれるブルーベリーエキスの３６パーセントに相当する量のアントシアニンが含まれているかのように示す表示をしていたが，実際には，濃縮ベリー３粒分に含まれるアントシアニンの量は，当該３粒分に５５５ミリグラム含まれるブルーベリーエキスの１パーセント程度に相当する量にすぎないものであった。

５　本件について，当委員会が調査を開始したところ，ティー・アンド・エフは，平成１８年６月ころに，濃縮ベリーの販売を中止した。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，ティー・アンド・エフは，濃縮ベリーの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年１２月１３日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生